

水産庁長官が別に定める加入者等について

	25水漁第679号
	平成25年6月24日
	水産庁長官通知
一部改正	26水漁第1304号
	平成27年2月3日
一部改正	27水漁第1467号
	平成28年1月20日
一部改正	28水漁第1583号
	平成29年3月31日

漁業経営セーフティネット構築事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の4の水産庁長官が定める加入者等については、下記のとおりとする。

記

第1 特別対策補填金の交付要件

1 運用通知第3の4による漁業用燃油価格差補填金の交付時において、次のいずれも満たす加入者であること。

(1) 資源管理等要件

我が国漁業の責任ある漁業者として、漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）に規定する資源管理計画、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に規定する漁場改善計画その他これらに準ずる取組に参加していること。ただし、こうした取組になじまない漁業として水産庁長官が特に認めるものについては、この要件を適用しない。

(2) 省エネ計画要件

燃油高騰等に振り回されない強い水産業づくりを進めるため、漁業用燃油緊急特別対策（平成25年6月5日水産庁決定。以下「特別対策」という。）が開始した平成25年度（原則の基準年度）から平成29年度末までに、省エネ型の操業方法への転換、省エネ型機器（エンジン、LED集魚灯等）の導入等の複数の省エネ（それぞれの取組前に比べ5%以上の省エネ効果を有するものに限る。）に計画的に取り組むこと。

ただし、計画期間の始点となる基準年度については、過去に大幅な省エネの取組を講じた場合に限り、当該取組を講じた年度を基準年度とすることができる。

なお、省エネ計画は加入者が平成29年度末まで継続して取り組むものであることから、天災、死亡等やむを得ない理由がある場合を除き、平成29年度末まで積立契約を継続していることが必要となる。

- 2 1の(2)については、加入者は、別添計画例により、特別対策の適用を受けようとする四半期の末日までの間に、提出するものとする。この場合において、1の(2)の加入者ごとに作成する省エネ計画は、漁協単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループの名で契約をしているときには、グループ全体で1つの計画に代えることができる。

第2 省エネ計画審査委員会

- 1 事業主体は、水産庁長官の承認を得て、有識者3名以上を構成員とする省エネ計画審査委員会を設置する。
- 2 省エネ計画審査委員会は、加入者の省エネ計画の策定に資するよう、その取組前に比べ5%以上の省エネ効果を有する省エネの取組例の案を定め、平成25年7月31日までに水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。
- 3 省エネ計画審査委員会は、平成29年度末までの間、定期的に、特別対策の適用を受ける加入者の中から一定数を抽出して、省エネ計画を策定した当該加入者が当該計画に従って取り組んでいることを確認するものとする。
- 4 省エネ計画審査委員会は、運用通知第3の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付時及び平成29年度末時における省エネ計画の内容（交付時にあつては、基準年度及び省エネ計画の内容）を確認するものとする。
- 5 3及び4の確認の後、事業主体は、水産庁長官に対し、その確認の結果を速やかに報告するものとする。

附則

この通知は、平成25年7月1日から施行する。

附則（平成27年2月3日）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成27年3月までの第1の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成28年1月20日）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成28年3月までの第1の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

附則（平成29年3月31日）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月までの第1の特別対策の補填金の交付要件については、なお従前のおりとする。

漁業経営セーフティーネット構築事業
省エネ計画（例）

事業実施主体 殿

氏 名

印

（営む主な漁業種類： ）

（団体名、個人漁業者名等）は、「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）の第1の1の（2）に基づき、平成●年度【原則は平成25年度】から平成29年度末までに、以下の省エネに取り組みます。

※ 平成29年度末において、事業主体に設置された省エネ計画審査委員会が省エネ計画に記載した取組の実施状況について確認させていただきます。また、平成29年度末に至るまでの間も、確認させていただく場合があります。

（2つ以上の該当する項目の□にチェックするとともに、これまでの取組と今後の取組が明確に比較できるよう取組の内容を（ ）内に記述して下さい。）

操業時間の短縮

（ 時間 → 時間：曳網時間の短縮により操業時間を短縮 ）

集魚灯の光力削減、点灯時間の短縮

（ KW → KW：自主規制により集魚灯光力を削減 ）

乾燥機などボイラーの効率化運転による燃焼時間短縮

（ 時間 → 時間：乾燥機の処理工程を見直し、空白運転時間を削減）

省エネ機器の導入

（推進機関を省エネ効果が高い船外機に交換 ）

その他

（ ）

※ 平成29年度末において、天災、死亡等やむを得ない理由がある場合を除き、省エネ計画に記載した取組を実施しなかった場合には、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の規定により国から補助された額に相当する額から運用通知第3が適用されなかった場合に国から補助される額を控除して得た差額を、燃油補填積立金との相殺、以後に交付される漁業用燃油価格差補填金との相殺、返還等により調整させていただきます。